

静岡県がんセンター局管理規程第12号

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程の一部を改正する管理規程

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（電柱等を設置するため土地を使用する場合の使用料の特例）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第10号</u>に規定する電気事業者が、<u>同項第9号</u>に規定する電気事業の用に供する電線路及びその附属設備を設置するため土地を使用する場合の使用料は、前項の使用料との均衡を考慮して管理者が定めるところによる。</p>	<p>（電柱等を設置するため土地を使用する場合の使用料の特例）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第17号</u>に規定する電気事業者が、<u>同項第16号</u>に規定する電気事業の用に供する電線路及びその附属設備を設置するため土地を使用する場合の使用料は、前項の使用料との均衡を考慮して管理者が定めるところによる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。